

意見書第7号

屋久島沖での米空軍CV22 オスプレイ墜落事故に対する意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和5年12月12日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 與那覇 徳 雄

屋久島沖での米空軍C V22 オスプレイ墜落事故に対する意見書

1月29日(水)午後2時40分頃、山口県岩国基地から嘉手納基地に向けて飛行していたC V22 オスプレイが屋久島沖で墜落し、日本国内でのオスプレイの事故で初めて死亡者を出す重大事故が発生した。

米空軍によると事故機は「通常の訓練任務中」との説明で、事故原因については未だ公表されていない。開発段階からオスプレイは、墜落死亡事故が国外で相次いだこともあり、機体の不具合や墜落の危険性は以前から指摘されてきた。また、不安が渦巻く中で搭乗乗組員8名の捜索に普天間基地のMV22 オスプレイが投入されたことは、県民に不安と恐怖を与えるものである。

普天間基地には24機のオスプレイが配備されており、事故後も離着陸を繰り返し、県内や村内の上空を飛行していることは県民の生命と財産を軽視するものであり、断じて許されるものではない。

政府には、国内で起きた悲惨な事故に対し主体的に墜落事故の調査に関わる必要があり、国民の生命と暮らしを守る為の責務を果たす取り組みが求められる。

事故機は、嘉手納基地に向けて飛行していたことから、一步間違えば、村民に甚大な被害を与えた可能性もあり到底看過出来ない。

今回の墜落事故の衝撃は大きく、村民の不安や恐怖は計り知れないものがある。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 オスプレイの飛行を停止すること。
- 2 墜落事故原因を徹底究明公表すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長